

令和 2 年第 4 回北本市議会定例会 議会報告会
総務文教常任委員会報告

- 1 審査年月日 令和 2 年 12 月 7 日(月)
- 2 場 所 委員会室 2
- 3 出席委員 岡村有正、中村洋子、桜井 卓、大嶋達巳、
保角美代、黒澤健一、今関公美

4 議案の概要と審査結果

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
92	北本市税条例の一部改正について (総務部税務課)	<p>1 趣旨 寄附文化の醸成等を図るため寄附金税額控除の対象範囲を拡大するとともに、市民税等に係る減免の申請期限を緩和するもの</p> <p>2 内容 (1) 寄附金税額控除の対象範囲の拡大(第 34 条の 7) (2) 減免の申請期限の緩和(第 51 条ほか)</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日(附則第 1 項) 令和 3 年 1 月 1 日ほか (2) 経過措置(附則第 2 項)</p>	挙手 全員

(1) 「この条例改正により対象となる団体等について」質疑したところ、「国公立大学については、埼玉大学と埼玉県立大学の 2 校になります。独立行政法人については、国立女性教育会館等の 5 件になります。また、公益社団法人・公益財団法人等については 227 件、学校法人については 43 件、社会福祉法人等については 858 件、更生保護法人等については 3 件です」との答弁がありました。

(2) 「条例改正による寄附金控除対象拡大の市民への周知方法について」質疑したところ、「周知方法については、ホームページ等で周知をするとともに、申告期間中、会場に新たに対象となる内容をお知らせするポスター等を用

意する予定です」との答弁がありました。

(3) 「条例改正を知らずに申告漏れとなった場合の市としての対応について」質疑したところ、「申告の段階で寄附先を確認し、対象となるものはそこで追加していただきます。また、税務署から電子データ等で受け取るものがありますが、寄附先が明記されていない場合がありますので、職員が税務署に調査に行くなどして寄附先を確認します。これまで県民税のみ対象だったところ、市民税と県民税とがセットで対象になりますので、もし申告漏れがあったとしても、市の方で修正します」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

議案番号	件名	要旨	審査結果
97	北本市立堀の内集会所設置及び管理条例の一部改正について (教育部生涯学習課)	1 趣旨 区長制度の廃止に伴い北本市立堀の内集会所運営委員会の委員の選出区分を変更するとともに、規定の整備をするもの 2 内容 (1) 委員の選出区分の変更(第4条) (2) 規定の整備(第2条) 3 施行期日等 (1) 施行期日(附則第1項) 令和3年4月1日ほか (2) 経過措置(附則第2項)	挙手 全員

(1) 「「当該」という文言をなくしたのはなぜか」と質疑したところ、「2号委員においては「小・中学校長代表者」としていますので、今回、その表現と合わせる形で、これまでの「当該」という文言を省略しました」との答弁がありました。

(2) 「「地区住民代表者」の定義について」質疑したところ、「「地区住民代表者」の定義等は特にありません。自治会長にするという案もありましたが、自治会長に限らず、自治会を代表する者に委員をお願いするということで、このような表現としています」との答弁がありました。

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
100	財産の取得について (教育部教育総務課)	1 財産の種類 物品 2 財産の内容 電子黒板等機器一式 3 取得予定価格 119,460,000円 4 契約の相手方 東京都千代田区外神田6丁目15番12号 富士電機ITソリューション株式会社 代表取締役 及川弘	挙手 全員

(1) 「電子黒板の機能について」質疑したところ、「電子黒板は、画面に直接書き込みを行うなどして、授業の際に通常の黒板のような形で表示・使用できるものとなっています。活用方法については、今後納入される1人1台の端末を使用して子どもたちがつくったものをモニターに映し出したり、学校教育課で購入するデジタル教科書を映し出したりして授業を行うことができるようになります」との答弁がありました。

(2) 「財産の内容として示されている電子黒板等機器一式の「等」とは具体的に何か」と質疑したところ、「モニターのラック、書画カメラ、ケーブル一式で、モニターと同数の納品となります。台数については、中学校で73台、小学校で122台となっています」との答弁がありました。

(3) 「運用開始に向けた教員の研修計画について」質疑したところ、「まず第1回目として、実際に導入する機器を12月10日にメーカーの好意により、市役所において学校の先生に対して操作等に関する研修を行います。その後も、活用方法等の研修を行っていきませんが、具体的な内容については、メーカーや導入業者と相談、調整等の上、4月から本格運用できるよう取り組んでいきたいと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議請第3号」について (別紙2)

本請願審査では、紹介議員及び請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について申し上げます。

(1) 「勤労福祉センターの廃止と代替方針に関して、事前に執行部からコミュニティをどうするか等、話し合いはなかったのか」と質疑したところ、「市のほうからは何らコミュニティ委員会への説明、案内はありませんでした。広報きたもと6月号に適正配置計画に関する記事が出たため、くらし安全課に伺って地域の人たちへの説明を求め、その後、勤労福祉センター内で説明会を2回開いていただきました」との答弁がありました。

(2) 「説明会では勤労福祉センターの廃止について、具体的にどのような形で進めるか説明はあったか」と質疑したところ、「栄小学校に公民館機能を移転するという説明はありましたが、コミュニティの拠点をどうするのかということについては一切説明をいただいていません」との答弁がありました。

(3) 「適正配置計画の策定にあたって、事前に各施設の利用状況等に関してヒアリングやアンケートはなかったのか」と質疑したところ、「市としては市民アンケートやワークショップを実施したとのことですが、私たちとしては参加していないし、話も聞いていませんでした。各公民館等施設に関する利用状況等については、例年、コミュニティ協議会を通じて生涯学習課に提出しています」との答弁がありました。

(4) 「請願事項の2にある「具体的内容を示すこと」について、今後40年をかけて進める計画に対して、示されたい時期をいつごろまでにという考えはあるか」と質疑したところ、「もっと密な検討が必要で、丁寧に、コミュニティ協議会というよりも市民のコミュニティがどう成り立つのかということ、今後の人口減、税収減の中でも行政として真摯に受け止めて計画を練っていただければという考えです。お互いに手を取りながら北本の大事なこのコミュニティを残すために検討していただければと思っています」との答弁がありました。

(5) 「請願事項で言われている代替施設はどのようなイメージなのか」と質疑したところ、「代替施設という考えは、勤労福祉センターやコミュニティセンターを廃止するだけでいいのか、それに代わる何らかの施設はやはり必要ではないかということが出てきたものと考えます。コミュニティ委員会の活動は、拠点施設があるということで全国的にも特異な活動が展開されてきた事実がありますので、(仮称)市民活動交流センターのあり方を議論すべきという問題提起を含んでいるものと考えています」との答弁がありました。

(6) 「地域のコミュニティというものが担っていく役割をどのように考えているか」と質疑したところ、「コミュニティというのは押さえつけてやる活動

ではなく、自分たちが苦しい時も楽しい時も一つになって活動する組織であり、自立と連帯が基本だと考えています」との答弁がありました。

本請願に対する討論はありませんでした。

本請願は、挙手全員により採択すべきものと決定しました。